○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字宮内二八四、八一八四、八一八七、八一八八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字上岡字朝山沢二〇七二の一、二〇七二の二、二〇七三のい、二〇七三のろ、二〇七四、二〇七五、二〇七九、字境ノ久保二〇九五、二一一七・二一一六合併、二一一八合併、二一四一、二一四八、二一五四、二一五五、二一五五の一、字堺久保二〇九六、二〇九八、二一〇七、字境久保二〇九七・二一〇三合併、二〇九九・二一〇九合併、字沼上沢二一五六の二、二一五六の三、二一七一、二一七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県東筑摩郡筑北村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県東筑摩郡筑北村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県伊那市・北安曇郡白馬村（以上一市一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに伊那市役所及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項の規定により、次の機関の行う講習を監理技術者講習として登録したので、同法第二十六条の二十一第一号の規定により、公示する。

平成二十三年八月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

登録年月日	平成二十三年五月十五日
(一)　登録番号	11
(二)　氏名又は名称	株式会社アルゴ学園
(三)　住所	東京都新宿区北新宿一丁目六番二十一号
(四)　法人である場合の代表者の氏名	奇　惠珍
(五)　講習業務を行う事務所の所在地	東京都新宿区北新宿一丁目六番二十一号

○国土交通省告示第八百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東川第二支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府泉南郡岬町多奈川谷川

三一二五番　一号及び二号

三一二八番　三号から六号まで

三一二九番　七号

三一三〇番　八号から十三号まで

一八三七番　十四号

一八四一番　十五号

○環境省告示第五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月一日

環境大臣　江田　五月

氏名又は名称	住所
株式会社地圏総合コンサルタント	東京都荒川区西日暮里二丁目二十六番二号

○環境省告示第五十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月一日

環境大臣　江田　五月

氏名又は名称	住所
日本ミクニヤ株式会社	神奈川県川崎市高津区溝口三丁目二十五番十号